

平成27年6月4日

株 主 各 位

長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73

ミネベア株式会社

代表取締役 貝 沼 由 久

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、次頁のご案内に従って平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢
軽井沢プリンスホテル ウェスト 国際会議場「浅間」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第69期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さい。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、3頁の【インターネット等により議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧の上、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までにご行使下さい。

以 上

~~~~~  
◎本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知は当社ホームページにも掲載しております。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めによりインターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載したもののほか、当社ホームページに掲載した「連結注記表」及び「個別注記表」を含んでおります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、本株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページにおいて掲載することにより、お知らせいたします。

当社ホームページURL <http://www.minebea.co.jp/>

## 【インターネット等により議決権を行使される場合のお手続について】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話（スマートフォンを含む。以下同じ。）を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 ウェブサイト <http://www.web54.net>

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
3. 議決権の行使期限は、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
4. 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
5. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株様のご負担となります。

### ●インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について

インターネットにより議決権を行使される場合は、次のシステム環境が必要です。

(1) パソコン用サイトによる場合

ア. 画面の解像度が、横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a) ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b) PDFファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader® または、Ver. 6.0 以降の Adobe® Reader®

※ Internet Explorer は米国 Microsoft Corporation の、Adobe® Acrobat® Reader® 及び Adobe® Reader® は、米国 Adobe Systems Incorporated の、米国及び各国での登録商標及び製品名です。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。

なお、携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

### ●インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120-652-031 （受付時間 午前9時～午後9時）

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株様は、お取引の証券会社にてお問い合わせ下さい。

イ. 証券会社に口座のない株様（特別口座をお持ちの株様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120-782-031 （受付時間 午前9時～午後5時 土日休日を除く）

### ●議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以上

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の日本経済は、政府による経済対策及び日銀の金融緩和、為替市場における円安の進行により、企業収益が増加しました。また、株高と雇用環境の改善に伴い個人消費も堅調に推移しました。米国経済は、企業収益の改善に伴う設備投資の増加に加え、雇用の改善とともに個人消費も増加するなど緩やかな景気拡大が続きました。欧州経済は、ギリシャの財政問題とウクライナ情勢の緊迫並びに原油価格下落により低成長が続きました。アジア地域の経済については、中国経済はさまざまな構造問題を抱える中で成長率は低下しましたが、アセアン諸国では緩やかな回復が見られました。

当社グループは、かかる経営環境下で、収益力のさらなる向上を実現するために、徹底したコスト削減、高付加価値製品と新技術の開発及び拡販活動に注力してまいりました。

この結果、売上高は500,676百万円と前連結会計年度に比べ129,133百万円(34.8%)の大幅な増収となり、創業以来初めて5千億円を超えました。営業利益は60,101百万円と前連結会計年度に比べ27,902百万円(86.7%)の増益、経常利益は60,140百万円と前連結会計年度に比べ32,075百万円(114.3%)の増益、当連結会計年度当期純利益は39,887百万円と前連結会計年度に比べ19,009百万円(91.0%)の増益となり、いずれも過去最高益を更新しました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

#### 機械加工品事業

機械加工品事業は、当社グループの主力製品であるボールベアリングのほか、主として航空機に使用されるロッドエンドベアリング、ハードディスク駆動装置(HDD)用ピボットアッセンブリー等のメカニカルパーツ及び自動車用と航空機用のねじであります。主力製品であるボールベアリングは、主要市場からの需要が高まり、中でも自動車向けは省エネや快適性、安全性のための需要増で販売が大きく増加するなど、売上、利益ともに増加しました。ロッドエンドベアリングは、民間航空機向けを中心に売上が増加し堅調に推移しました。ピボットアッセンブリーは、HDD市場が横這いで推移する中で、主としてデータセンター向け等のハイエンド製品の需要が堅調であったことにより売上、利益ともに増加しました。この結果、当連結会計年度の売上高は154,986百万円と前連結会計年度に比べ14,954百万円(10.7%)の増収となり、営業利益は39,713百万円と前連結会計年度に比べ6,163百万円(18.4%)の増益となりました。

## 電子機器事業

電子機器事業は、電子デバイス（液晶用バックライト、計測機器等）、HDD用スピンドルモーター、情報モーター（ステッピングモーター、DCブラシレスモーター、DCブラシ付モーター、ファンモーター）、精密モーター及び特殊機器が主な製品であります。液晶用バックライトは、ハイエンドスマートフォン市場が拡大する中で、技術と供給力に優位性を持つ当社製品の需要が急拡大し、売上、利益ともに前連結会計年度に比べ大幅に増加しました。計測機器も顧客層の拡大に努める中で売上、利益は堅調に推移し、複合製品も売上が伸び収益も改善しました。HDD用スピンドルモーター及び情報モーター等の売上も増加しました。特に情報モーターは、OA向け及び自動車向け等の販売が伸びる中で、品質と生産効率の向上に加え、一部製品のカンボジア工場への生産移管に合わせた原価低減対策も進み、売上、利益ともに増加しました。この結果、当連結会計年度の売上高は343,842百万円と前連結会計年度に比べ113,328百万円（49.2%）の大幅な増収となり、営業利益は29,720百万円と前連結会計年度に比べ20,139百万円（210.2%）の大幅な増益となりました。

## その他の事業

その他の事業は、金型及び内製部品が主な製品であります。当連結会計年度の売上高は1,848百万円と前連結会計年度に比べ852百万円（85.5%）の増収となりましたが、営業利益は859百万円と前連結会計年度に比べ7百万円（△0.8%）の減益となりました。

なお、当連結会計年度の営業利益は、上記以外に調整額として各セグメントに帰属しない全社費用等10,191百万円を含んでおります。前連結会計年度の調整額は11,799百万円でした。

### ② 設備投資の状況

当社グループが当連結会計年度に実施しました設備投資は、機械加工品事業5,731百万円、電子機器事業16,427百万円、その他の事業7,042百万円及び全社（共通）8,356百万円で総額37,557百万円であります。

機械加工品事業の主なものは、タイにおけるベアリング関連設備であります。電子機器事業の主なものは、タイ、カンボジア及び中国における液晶用バックライト及び部品関連設備であります。その他の事業の主なものは、日本における薄板精密成型ガラス等の生産設備であります。

なお、設備投資金額には、無形固定資産2,577百万円及び新規ファイナンス・リース契約による資産増加分147百万円を含んでおります。

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中における設備投資及び運転資金につきましては、自己資金及び借入金を充当しました。

当連結会計年度末現在の社債等を含めた借入総額は138,461百万円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、連結子会社であるHansen Corporationの全株式をElectroCraft, Inc. に譲渡する株式譲渡契約を平成26年6月30日に締結、譲渡いたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社と株式会社日本政策投資銀行は、平成27年2月6日付で、タンク&ホッパー、産業用はかり、計量・検知機器の製造販売、校正・補正、補修及び工程最適化等のサービスを行うドイツのSartorius Mechatronics T&H GmbH. の全株式を取得いたしました。なお、当社の出資比率は51.0%であります。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 66 期<br>(平成23.4～<br>平成24.3) | 第 67 期<br>(平成24.4～<br>平成25.3) | 第 68 期<br>(平成25.4～<br>平成26.3) | 第 69 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成26.4～<br>平成27.3) |
|-----------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 251,358                       | 282,409                       | 371,543                       | 500,676                                    |
| 経 常 利 益 (百万円)   | 6,499                         | 7,673                         | 28,065                        | 60,140                                     |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 5,922                         | 1,804                         | 20,878                        | 39,887                                     |
| 1 株当たり当期純利益(円)  | 15.63                         | 4.83                          | 55.94                         | 106.73                                     |
| 総 資 産 (百万円)     | 306,772                       | 362,805                       | 381,278                       | 490,043                                    |
| 純 資 産 (百万円)     | 109,777                       | 137,858                       | 163,463                       | 233,679                                    |

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 66 期<br>(平成23.4～<br>平成24.3) | 第 67 期<br>(平成24.4～<br>平成25.3) | 第 68 期<br>(平成25.4～<br>平成26.3) | 第 69 期<br>(当事業年度)<br>(平成26.4～<br>平成27.3) |
|-----------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|------------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 186,316                       | 204,291                       | 247,885                       | 343,358                                  |
| 経 常 利 益 (百万円)   | 4,542                         | 8,424                         | 13,470                        | 24,109                                   |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 4,556                         | 2,880                         | 8,005                         | 9,575                                    |
| 1 株当たり当期純利益(円)  | 12.02                         | 7.71                          | 21.45                         | 25.62                                    |
| 総 資 産 (百万円)     | 339,795                       | 355,589                       | 366,852                       | 389,214                                  |
| 純 資 産 (百万円)     | 175,830                       | 175,315                       | 180,911                       | 187,119                                  |

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                                    | 所 在 地  | 資 本 金             | 議 決 権<br>比 率 (%) | 主 要 な 事 業 内 容              |
|----------------------------------------------------------|--------|-------------------|------------------|----------------------------|
| NMB-Minebea Thai Ltd.                                    | タ イ    | 15,305,363<br>千BT | 100.0            | 機械加工品、電子機器及び部品等の製造販売       |
| NMB (USA) Inc.                                           | 米 国    | 311,093<br>千US\$  | 100.0            | 持株会社                       |
| NMB Technologies Corporation                             | 米 国    | 6,800<br>千US\$    | 100.0<br>(100.0) | 機械加工品及び電子機器等の販売            |
| New Hampshire Ball Bearings, Inc.                        | 米 国    | 94,000<br>千US\$   | 100.0<br>(100.0) | ベアリングの製造販売                 |
| NMB-Minebea-GmbH                                         | ドイ ツ   | 11,274<br>千EUR    | 100.0            | 機械加工品及び電子機器等の販売            |
| MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS (SHANGHAI) LTD. | 中 国    | 239,060<br>千US\$  | 100.0            | 機械加工品、電子機器及び部品等の製造販売       |
| MINEBEA (HONG KONG) LIMITED                              | 香 港    | 100,000<br>千HK\$  | 100.0            | 機械加工品及び電子機器等の販売            |
| NMB SINGAPORE LIMITED                                    | シンガポール | 38,000<br>千S\$    | 100.0            | ベアリングの製造並びに機械加工品及び電子機器等の販売 |
| MINEBEA (CAMBODIA) Co., Ltd.                             | カンボジア  | 50,000<br>千US\$   | 100.0            | 電子機器等の製造販売                 |

(注) 議決権比率欄の ( ) 内は、間接所有割合を内数で示しております。



#### (4) 対処すべき課題

当社グループは次の「五つの心得」を経営の基本方針としております。

- (一) 従業員が誇りを持てる会社でなければならない
- (二) お客様の信頼を得なければならない
- (三) 株主の皆様のご期待に応えなければならない
- (四) 地域社会に歓迎されなければならない
- (五) 国際社会の発展に貢献しなければならない

この基本経営方針の下に、当社グループは「高付加価値製品の開発」「製品の品質の高度化」に積極的に取り組み、当社グループの総合力を発揮できる分野に経営資源を集中するとともに、「財務体質の強化」に努め企業運営の強化と社内外に対してわかりやすい「透明度の高い経営」の実践を心がけております。

また、当社グループは、製品による環境負荷の低減と環境保全活動の推進、法令の遵守と企業倫理に則した公正・適切な事業運営、ステークホルダーとの良好な関係維持等におけるさまざまな取り組みを通じ、企業の社会的責任を遂行し、一層の高度化をはかっております。

当社グループは上記経営の基本方針に基づき、高付加価値製品の開発を含めた従来製品の一層の収益向上と、機械加工製品技術と電子機器製品技術が融合された複合製品事業も含めた事業ポートフォリオの再構築を検討し、製造、営業、技術及び開発の、領域を越えた総合力の発揮により、「顧客要求対応力」と「価格対応力」の強化に努めます。さらに、地域的なリスク検討を行いながら、大規模な海外量産工場の展開と研究開発体制を整備するとともに、M&A・アライアンスを通じて、事業ポートフォリオの再構築及び企業価値の拡大を積極的に進めてまいります。

これらを具体的に推し進め、業績の一層の改善をはかるため、これまで「5本の矢」戦略を発表し、その執行に取り組んでまいりましたが、既に一部の目標につきましては達成済みまたは近く達成することが確実となりましたので、次のとおり、新たに平成30年3月期を目標とする新「5本の矢」の戦略を設定いたします。

- ① ボールベアリングの外販目標数量を月平均1億8千万個とする。  
ベアリング事業では順調に販売拡大が進み、既に単月ベースでは外販1億5千万個を達成しております。今後徹底的な市場の掘り起こしと新用途の開発により月平均1億8千万個の外販を目指します。
- ② 複合製品の開発、拡販を行い、“Electro Mechanics Solutions®”をさらに加速する  
(®は日本の商標登録です)。  
既に計画を上回る実績をあげておりますが、より複雑化、高難度化する複合製品に向けた技術力を確立することにより、さらなる新製品の開発と拡販を目指します。
- ③ 照明器具及びその部品の事業基盤を確立する。  
新たに資本提携したパラドックス社のワイヤレス通信技術と当社の光学、精密加工技術を融合し、スマートシティ、スマート アジャスタブル LEDライト (SALL) 等の事業を進めます。
- ④ 計測機器関連製品の年間売上目標を500億円とする。  
ザルトリウスメカトロニクスT&Hグループの買収により年間売上目標を従来の200億円から500億円に引き上げます。

⑤ 航空機部品事業の売上目標を700億円とする。

買収したセロベア社とグローバル・プレゼンスを生かしたシナジー効果の最大化により、民間航空機向け需要の掘り起こしと新型モデルへの対応を行い、ロッドエンドベアリングなどの航空機部品事業として700億円の売上を目指します。

なお、当社は、平成26年11月に韓国公正取引委員会から、韓国国内の小型ベアリングの取引に関して、当社及び当社の韓国子会社による韓国公正取引法（独占禁止法）違反の行為があったとして、両社への是正措置命令及び当社に対する課徴金4,912百万ウォン（527百万円）の支払いを命じられました。また、韓国公正取引委員会は、韓国公正取引法違反に基づき、当社及び当社の韓国子会社を刑事告発する旨発表しております。

平成27年2月に、当社は米国司法省との間で、特定の小径ボールベアリング製品の取引に関して、米国反トラスト法に違反する行為を行ったとして、13.5百万米ドル（1,610百万円）の罰金を支払うこと等を内容とする司法取引に合意いたしました。

これらの調査に関連して、当社に対して、カナダにおいて集団訴訟が提起されております。

また、当社及び当社の一部子会社はシンガポールの競争当局の調査を受けて対応しておりますが、当連結会計年度において特に進展はありません。

上記訴訟及び調査の結果により、罰金等による損失が発生する可能性があります。現時点でその金額を合理的に見積もることは困難であり、経営成績及び財政状態等への影響の有無は明らかではありません。

これらの処分等につきまして、株主の皆様、お客様をはじめ、関係者の皆様には多大なご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。当社は、これらの処分等を招いた行為の再発を防ぐため、独占禁止法コンプライアンス・プログラムをさらに充実させ、全役職員に対して徹底したコンプライアンス教育を実施してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

| 区 分     | 主 要 製 品                                                                                               |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 機械加工品事業 | ボールベアリング、ロッドエンドベアリング、ハードディスク駆動装置(HDD)用ピボットアッセンブリー、自動車用及び航空機用ねじ等                                       |
| 電子機器事業  | 電子デバイス(液晶用バックライト、計測機器等)、HDD用スピンドルモーター、情報モーター(ステッピングモーター、DCブラシレスモーター、DCブラシ付モーター、ファンモーター)、精密モーター及び特殊機器等 |
| その他の事業  | 金型及び内製部品等                                                                                             |

(6) 主要な営業所及び工場 (平成27年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

|         |                                                                                           |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 社     | 長野県北佐久郡御代田町                                                                               |
| 東 京 本 部 | 東京都港区                                                                                     |
| 工 場     | 軽井沢工場 (長野県北佐久郡御代田町)<br>浜松工場 (静岡県袋井市)<br>藤沢工場 (神奈川県藤沢市)<br>米子工場 (鳥取県米子市)<br>松井田工場 (群馬県安中市) |
| 営 業 拠 点 | 東京事務所 (東京都港区)<br>名古屋事務所 (愛知県名古屋市)<br>大阪事務所 (大阪府大阪市)                                       |

② 主要な子会社の事業所

前記の「(3)重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

## (7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

### ① 企業集団の使用人の状況

| 区 分           | 使 用 人 数  | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|----------|-------------|
| 機 械 加 工 品 事 業 | 17,867 名 | 194 名減      |
| 電 子 機 器 事 業   | 40,281 名 | 8,580 名増    |
| そ の 他 の 事 業   | 5,181 名  | 823 名増      |
| 全 社（共通）       | 638 名    | 10 名減       |
| 合 計           | 63,967 名 | 9,199 名増    |

(注) 1. 使用人数は就業人員数であります。

2. 全社（共通）として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 電子機器事業は、主として液晶用バックライト製品の増産にあたり、使用人数が増加しております。
4. その他の事業は、主として平成26年10月1日より中国において合弁事業を開始したため、使用人数が増加しております。

### ② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 3,375 名 | 63 名増     | 43.5 歳  | 17.5 年      |

(注) 使用人数は就業人員数であります。

## (8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

| 借 入 先                     | 借 入 額      |
|---------------------------|------------|
| シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン         | 40,000 百万円 |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社   | 23,891 百万円 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 16,058 百万円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 15,477 百万円 |

(注) 1. シンジケートローンは、三井住友信託銀行株式会社2件、株式会社三菱東京UFJ銀行1件及び株式会社三井住友銀行1件を幹事として組成された4件の合計額を表示しております。

2. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額10,000百万円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末においてこの契約に基づく借入実行残高はありません。

## 2. 会社の株式等に関する事項

### (1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 1,000,000,000株
- ② 発行済株式の総数 399,167,695株
- ③ 株主数 14,782名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株主名                                           | 持株数（千株） | 持株比率（%） |
|-----------------------------------------------|---------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                       | 28,879  | 7.64    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                     | 20,850  | 5.51    |
| 公益財団法人高橋産業経済研究財団                              | 15,447  | 4.08    |
| 三井住友信託銀行株式会社                                  | 15,349  | 4.06    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）                    | 13,350  | 3.53    |
| 全国共済農業協同組合連合会                                 | 10,930  | 2.89    |
| 株式会社啓愛社                                       | 10,100  | 2.67    |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行                                 | 10,057  | 2.66    |
| 株式会社三井住友銀行                                    | 10,000  | 2.64    |
| J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 6 3 4 | 8,025   | 2.12    |

- (注) 1. 当社は、自己株式21,014,915株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当該事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| 名称<br>(発行日)                                     | 発行決議日          | 新株予約権<br>の数 | 目的となる<br>株式の種類<br>及び数 | 新株予約権<br>1個当たりの<br>発行価格 | 新株予約権<br>1個当たりの<br>行使価額 | 新株予約権の<br>権利行使期間             | 取締役の<br>保有状況<br>(保有者数) |
|-------------------------------------------------|----------------|-------------|-----------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------------|------------------------|
| ミネベア株式会社<br>2012年発行<br>第1回新株予約権<br>(平成24年7月17日) | 平成24年<br>6月28日 | 470個        | 普通株式<br>47,000株       | 25,200円                 | 100円                    | 平成24年7月18日から<br>平成54年7月16日まで | 250個<br>(4名)           |
| ミネベア株式会社<br>2013年発行<br>第2回新株予約権<br>(平成25年7月16日) | 平成25年<br>6月27日 | 420個        | 普通株式<br>42,000株       | 36,700円                 | 100円                    | 平成25年7月17日から<br>平成55年7月15日まで | 350個<br>(6名)           |
| ミネベア株式会社<br>2014年発行<br>第3回新株予約権<br>(平成26年7月18日) | 平成26年<br>6月27日 | 252個        | 普通株式<br>25,200株       | 117,400円                | 100円                    | 平成26年7月19日から<br>平成56年7月17日まで | 210個<br>(6名)           |

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は1個当たり100株であります。

2. 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額と新株予約権の行使時の払込額（1株当たり1円）を合算しております。

なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払い込みに代えて、当社に対する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺しております。

3. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、全て自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。

なお、自己株式により充当させる場合は、資本組入を行いません。

4. ①新株予約権の行使期間内において、新株予約権者である取締役は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものといたします。

②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができるものといたします。

③その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものといたします。

5. 新株予約権は、社外取締役及び監査役には割り当てておりません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

平成24年2月2日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付された新株予約権の概要は、次のとおりであります。

|                  |                                                                                                                                                                                                   |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社債の総額            | 7,700百万円                                                                                                                                                                                          |
| 各社債の金額           | 100百万円                                                                                                                                                                                            |
| 利率               | 年率0.60%（固定）                                                                                                                                                                                       |
| 社債の発行日           | 平成24年2月20日                                                                                                                                                                                        |
| 償還の方法及び期限        | 平成29年2月20日に総額を社債の金額100円につき100円で償還する。                                                                                                                                                              |
| 募集または割当方法        | 第三者割当により全額を株式会社日本政策投資銀行に割り当てる。                                                                                                                                                                    |
| [新株予約権の内容]       |                                                                                                                                                                                                   |
| 社債に付された新株予約権の総数  | 77個                                                                                                                                                                                               |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式                                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | 本新株予約権に係る社債の額面金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の払込金額       | 本新株予約権と引き換えに払い込みは要しない。                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の行使時の払込金額   | 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額またはその算定方法<br>(1) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。<br>(2) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。<br>2 転換価額<br>当初、382円とする。なお、転換価額が調整された場合は調整後の転換価額とする。 |
| 新株予約権の行使期間       | 平成24年3月2日から平成29年2月12日まで                                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の行使の条件      | 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。                                                                                                                                                                           |

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 地 位             | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                             |
|-----------------|-----------|----------------------------------------------------------|
| 代表取締役<br>社長執行役員 | 貝 沼 由 久   |                                                          |
| 取 締 役<br>専務執行役員 | 加藤木 洋 治   | 管理・経理・IT部門担当兼人事総務部門担当兼財務・コンプライアンス推進部門財務部、内部統制推進室、内部監査室担当 |
| 取 締 役<br>専務執行役員 | 矢 島 裕 孝   | 機械加工品製造本部長兼製造支援部門担当                                      |
| 取 締 役<br>専務執行役員 | 藤 田 博 孝   | 電子機器製造本部長兼電子デバイス部門担当兼海外モーター部門担当                          |
| 取 締 役<br>専務執行役員 | 許 斐 大 司 郎 | 営業部門担当兼欧州総支配人                                            |
| 取 締 役<br>専務執行役員 | 内 堀 民 雄   | 経営企画部門担当兼経営企画部長                                          |
| 取 締 役           | 村 上 光 鷗   | 弁護士                                                      |
| 取 締 役           | 松 岡 卓     | 株式会社啓愛社取締役副社長執行役員                                        |
| 常 勤 監 査 役       | 鴨 井 昭 文   |                                                          |
| 常 勤 監 査 役       | 棚 橋 和 明   |                                                          |
| 監 査 役           | 陸 名 久 好   | 税理士                                                      |
| 監 査 役           | 柴 崎 伸 一 郎 | 弁護士                                                      |

- (注) 1. 取締役村上光鷗及び松岡 卓の両氏は、社外取締役であります。なお、村上光鷗氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
2. 監査役棚橋和明、陸名久好及び柴崎伸一郎の3氏は、社外監査役であります。なお、柴崎伸一郎氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
3. 監査役棚橋和明氏は、銀行において長年金融業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役陸名久好氏は、税理士として税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 平成26年6月27日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって、監査役藤原宏高氏は任期満了により退任いたしました。
6. 平成26年12月31日付で、取締役副社長執行役員（電子機器製造本部長兼海外モーター部門担当兼回転機器技術開発部担当）道正光一氏は辞任により退任いたしました。
7. 平成27年1月1日付で、取締役の担当を次のとおり変更しております。

| 氏 名     | 変 更 前                   | 変 更 後                           |
|---------|-------------------------|---------------------------------|
| 藤 田 博 孝 | 電子機器製造本部副本部長兼電子デバイス部門担当 | 電子機器製造本部長兼電子デバイス部門担当兼海外モーター部門担当 |



8. 平成27年4月1日付で、取締役の担当を次のとおり変更しております。

| 氏名   | 変更前                             | 変更後                     |
|------|---------------------------------|-------------------------|
| 藤田博孝 | 電子機器製造本部長兼電子デバイス部門担当兼海外モーター部門担当 | 電子機器製造本部長兼車載・海外モーター部門担当 |
| 内堀民雄 | 経営企画部門担当兼経営企画部長                 | 経営企画部門担当                |

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分               | 支給<br>人員<br>(名) | 報酬等の額(千円)           |                |                |                     |
|------------------|-----------------|---------------------|----------------|----------------|---------------------|
|                  |                 | 基本報酬                | 賞与             | ストック・<br>オプション | 合計                  |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 9<br>(2)        | 266,670<br>(15,147) | 201,000<br>(-) | 31,407<br>(-)  | 499,078<br>(15,147) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 5<br>(4)        | 55,074<br>(35,521)  | -<br>(-)       | -<br>(-)       | 55,074<br>(35,521)  |
| 合計               | 14              | 321,744             | 201,000        | 31,407         | 554,152             |

- (注) 1. 上記には、平成26年6月27日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役藤原宏高氏及び平成26年12月31日付で退任した取締役道正光一氏が含まれております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会において年額5億円以内(うち社外取締役分は年額2,000万円以内。)と決議いただいております。さらに、平成24年6月28日開催の第66回定時株主総会において、かかる報酬額の範囲内で、年額3,000万円の範囲内にて、当社取締役(社外取締役を除く。)に対し、株式報酬型ストック・オプションとしての報酬等を付与することにつき決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。
5. 報酬等の額には、当事業年度中に役員賞与引当金として計上している201,000千円を含めております。
6. スtock・オプションには、当事業年度における費用計上額を記載しております。
7. 報酬等の額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役松岡 卓氏は、株式会社啓愛社の取締役副社長執行役員を兼務しております。なお、当社は同社より機械設備及び鋼材等の購入を行っております。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名             | 出 席 及 び 発 言 の 状 況                                                                               |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 村 上 光 鷗   | 当事業年度に開催した13回の取締役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                                                |
| 取 締 役 松 岡 卓     | 当事業年度に開催した13回の取締役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                                                |
| 監 査 役 棚 橋 和 明   | 当事業年度に開催した13回の取締役会の全てに出席し、また、当事業年度に開催した13回の監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                   |
| 監 査 役 陸 名 久 好   | 当事業年度に開催した13回の取締役会の全てに出席し、また、当事業年度に開催した13回の監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                   |
| 監 査 役 柴 崎 伸 一 郎 | 平成26年6月27日の監査役就任以降に開催した11回の取締役会のうち10回に出席し、また、監査役就任以降に開催した10回の監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

(注) 社外取締役及び社外監査役の各氏は、平素より法令遵守の視点に立った発言をしております。本事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項 (4) 対処すべき課題」(9ページ)に記載の独占禁止法違反に係る件については、グループ全体で再発防止に努めるよう求めるとともに、コンプライアンス、内部統制の観点から各種の提言を行いました。

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## 4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 93百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 96百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、IFRS（国際財務報告基準）アドバイザー業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

### (5) 連結子会社の監査

当社の連結子会社におきまして、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けているもののうち、重要なものは、NMB-Minebea Thai Ltd.、NMB (USA) Inc.、NMB Technologies Corporation、New Hampshire Ball Bearings, Inc.、NMB-Minebea-GmbH、MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS (SHANGHAI) LTD.、MINEBEA (HONG KONG) LIMITED、NMB SINGAPORE LIMITED、MINEBEA (CAMBODIA) Co., Ltd. であります。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法に基づき、「会社経営の健全性の確保」を具体化するため、「内部統制システムの整備の基本方針」を取締役会で決議しており、この決議の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、コンプライアンスに係わる管理体制を設け、グループ会社の取締役、執行役員及び使用人が法令・定款及び当社の企業理念を遵守した行動をとるため、『ミネベアグループ行動規範』（以下、「行動規範」という。）、『ミネベアグループ役員・従業員行動指針』（以下、「行動指針」という。）及び『コンプライアンス管理規程』（以下、「管理規程」という。）を定めます。
- ② 「行動規範」及び「行動指針」においては、労働、安全衛生、環境保全、倫理的経営について遵守すべき具体的指針及び基準を定めており、また、その徹底をはかるため、コンプライアンス委員会を設置して、当社グループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括するとともに、同委員会を中心に役職員教育等を行います。「管理規程」においては、当社グループにおけるコンプライアンスの基本方針、組織体制及び運営などの基本事項を定め、コンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスに関する各種施策を適宜適切に実施いたします。
- ③ 当社グループは、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは、一切の関係を持たないとともに、不当な要求に対しても妥協せず、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対処いたします。また、その徹底をはかるため「行動規範」及び「行動指針」にもその旨を明記いたします。
- ④ コンプライアンス委員会の活動は定期的に、または必要に応じ取締役会に報告いたします。
- ⑤ 当社は、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を持たせるため、取締役会に社外取締役を設置いたします。

### (2) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社グループは、『ミネベアグループ文書管理規程』を定め、これにより文書（電磁的記録を含むものとする。）を関連資料とともに保管いたします。
- ② 文書の保管期間及び保管場所は、法令に別段の定めがない限り、同規程に従います。なお、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、2日以内に本社において閲覧が可能である方法で保管いたします。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループは、リスク管理を体系的に定める『ミネベアグループ危機管理基本規程』を制定し、当社グループにおける危機管理の最高責任者を代表取締役社長執行役員とするとともに

に、その直属の組織として危機管理委員会を設置いたします。

- ② 同規程に基づき、個々のリスクに対応する組織等で継続的に監視するほか、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類して、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備いたします。
- ③ 危機管理委員会は、定期的上記の体制整備の進捗状況をレビューするとともに、具体的な個別事案の検証を行い、その結果を含めリスク管理に関する事項を定期的に、または必要に応じ取締役会に報告いたします。

#### (4) 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役を10名以内とすることにより、迅速で戦略性の高い経営判断を行うと同時に、執行役員制度導入により業務執行について、取締役から執行役員へ大幅な権限委譲を実施し、経営監督機能と業務執行機能の役割を明確にして、業務執行のスピードアップをはかります。
- ② 当社グループは、取締役、執行役員及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透をはかるとともに、この目標達成に向けて、各製造本部・事業部及び部門が実施すべき具体的な目標及び効率的な達成の方法を各製造本部長・事業部長及び部門担当が定めます。その上でITを活用したシステムにより、その結果を迅速にデータ化し、各製造本部・事業部及び部門と経営管理担当部署とが分析した結果を取締役会が定期的にレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減する等の改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築いたします。

#### (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の製造本部・事業部組織及び部門組織が、グループ会社の事業運営上の業務を適宜適切に指導いたします。
- ② 当社グループに共通の「行動規範」及び「行動指針」を制定し、グループ会社の役職員一体となった遵法意識の醸成をはかります。
- ③ 当社グループに共通の『グループ会社管理規程』を制定し、当社の日本国内及び海外におけるグループ会社に対する管理基準及び管理手続きを定め、当社及びグループ会社からなる企業集団としての事業発展、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び企業価値の向上をはかります。
- ④ 監査役がグループ会社の内部統制体制に関して実施する監査の実効を高めるため、監査役への協力体制を整えます。
- ⑤ グループ会社ごとに数値目標を設定し、数値目標の達成を定期的にレビューし、その結果をフィードバックいたします。
- ⑥ 内部監査室は、グループ会社に定期的な監査を実施いたします。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 補助使用人を置く必要がある場合には、適正に人員を配置し、監査業務を補助いたします。
  - ② 監査役の職務の補助業務を担当する使用人が、その業務に関して監査役から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備いたします。
  - ③ 補助使用人の監査業務補助は監査役の指揮・命令により行われます。
  - ④ 補助使用人の人事異動・人事評価については監査役会の意見を尊重いたします。
- (7) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役は、次に定める事項を監査役会に報告いたします。
    - (a) 上席執行役員会議で協議された事項
    - (b) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
    - (c) 毎月の経営状況として重要な事項
    - (d) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
    - (e) 重大な法令・定款違反
    - (f) コンプライアンスホットラインの通報状況及び内容
    - (g) その他コンプライアンス上重要な事項
    - (h) 取締役または執行役員が決裁した稟議事項
    - (i) 取締役または執行役員が決裁した契約事項
    - (j) 訴訟に関する事項
  - ② 執行役員は前①(b)ないし(e)に関する事項を監査役会に直接報告することができます。また使用人は、前①(b)及び(e)に関する重大な事実を発見した場合は、監査役会に直接報告することができます。
  - ③ グループ会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、前①(b)ないし(e)に関する事項を監査役会に直接報告することができます。
  - ④ 当社及びグループ会社の役職員が上記各項に係る通報をしたことを理由として、不利益な取り扱いを受けないものといたします。
- (8) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役に対して、取締役、執行役員及び重要な使用人からヒヤリングを実施する機会を与えるとともに、代表取締役社長執行役員、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催いたします。
  - ② 内部監査室は、監査役会との協議により、監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告いたします。
  - ③ 監査役の職務の執行について生ずる費用については、原則として監査役会の立案した年間予算に基づき費用処理するものといたします。やむをえず、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理するものといたします。

以上の基本方針に基づき、全社をあげて内部統制システムの整備を推進しております。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年5月8日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について、当社グループの現状に即した見直し及び法令に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループが企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である高度な「超精密機械加工技術」を駆使した「垂直統合生産システム」や「大規模な海外量産工場」、そして「整備された研究開発体制」を世界各地で展開し、「ものづくりで勝てる会社、技術で勝てる会社」を目指し、「新製品の導入」「新市場の開拓」及び「生産技術の革新」の取り組みを中長期的にわたり効率的かつ持続的に実施していくことが必要となります。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社グループの企業価値向上のために必要不可欠な企業価値の源泉や特徴を理解した上で、これらの中長期的に確保し実現していかなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

そこで、当社は、このような当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する買収行為を抑止するために

は、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## (2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの内容の概要

当社グループは、株主の皆様・取引先・地域社会・国際社会・従業員をはじめとしたさまざまなステークホルダーに対して社会的責任を遂行し、企業価値を最大化することを基本経営方針としております。

この基本経営方針の下に、当社グループは「高付加価値製品の開発」「製品の品質の高度化」に積極的に取り組み、当社グループの総合力を発揮できる分野に経営資源を集中するとともに、「財務体質の強化」に努め、企業運営の強化と社内外に対してわかりやすい「透明度の高い経営」の実践を心がけております。

また、当社グループは、製品による環境負荷の低減と環境保全活動の推進、法令の遵守と企業倫理に則した公正・適切な事業運営、ステークホルダーとの良好な関係維持等におけるさまざまな取り組みを通じ、企業の社会的責任を遂行し、一層の高度化をはかっております。

当社グループは平成30年3月期までを計画期間とする中期事業計画の方向性とビジョンの実現、年度事業計画の達成に全力で取り組んでまいりますとともに、会社経営に関する意思決定・業務執行機関の整備をはかり、そのガバナンスを強化するために内部統制システムの確立、整備及びその拡充を推進してまいります。

## (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの内容の概要

当社は、平成23年6月29日開催の当社第65回定時株主総会において更新を決議した「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（買収防衛策）について、平成26年5月30日開催の取締役会及び平成26年6月27日開催の当社第68回定時株主総会の各決議に基づき、その内容を一部改定した上で更新いたしました。（以下、改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）

本プランによる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの具体的内容の概要は、次のとおりであります。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ（[http://www.minebea.co.jp/corp/investors/management/governance/takeover\\_defense\\_measures/](http://www.minebea.co.jp/corp/investors/management/governance/takeover_defense_measures/)）をご参照下さい。

### ① 本プランの目的

当社取締役会は、本基本方針に定めるとおり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等



を可能とすることを目的としております。

## ② 本プランの概要

本プランは、以下の(a)もしくは(b)に該当する当社株券等の買付その他の取得またはこれに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下、「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

(a) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

(b) 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）には、あらかじめ本プランに定められる手続に従っていただくこととし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

買付者等には、買付等の開始または実行に先立ち、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言を含む法的拘束力のある意向表明書及び買付等の内容の検討に必要な所定の情報等を記載した買付説明書を当社に対して提出していただきます。

また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買付等の内容に対する意見や代替案（もしあれば）等の情報を提供するよう要求することができます。

独立委員会は、当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等を行い、かかる検討等の結果、当該買付等が本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合または買付等が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等であって、かつ本プランに定める本新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存し、本プラン所定の発動事由に該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して、買付者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。他方、独立委員会は、買付者等による買付等が本プラン所定の発動事由に該当しないと判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行わないものとします。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、1個の新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることから、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

なお、本プランの有効期間は、平成26年6月27日開催の第68回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時とされております。

#### (4) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期事業計画をはじめとする企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに本基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、本基本方針に沿うものです。特に、本プランについては、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）の要件を全て充足していること、第68回定時株主総会において株主の皆様の承認を得ており、有効期間が約3年と定められていること、また当社取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等、株主意思を重視するものとなっております。また、これらに加え、当社経営陣から独立した社外取締役等によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用し助言を受けることができるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |                | 負 債 の 部              |                |
|------------------------|----------------|----------------------|----------------|
| 科 目                    | 金 額            | 科 目                  | 金 額            |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>265,185</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>167,620</b> |
| 現金及び預金                 | 45,327         | 支払手形及び買掛金            | 59,906         |
| 受取手形及び売掛金              | 110,518        | 短期借入金                | 46,656         |
| 有価証券                   | 1,487          | 1年内返済予定の長期借入金        | 20,100         |
| 製品                     | 36,900         | リース債務                | 172            |
| 仕掛品                    | 22,620         | 未払法人税等               | 8,219          |
| 原材料                    | 17,381         | 賞与引当金                | 6,251          |
| 貯蔵品                    | 5,162          | 役員賞与引当金              | 201            |
| 未着品                    | 10,097         | 製品補償損失引当金            | 345            |
| 繰延税金資産                 | 3,631          | 環境整備費引当金             | 410            |
| その他                    | 12,233         | 事業構造改革損失引当金          | 587            |
| 貸倒引当金                  | △175           | その他                  | 24,768         |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>224,834</b> | <b>固 定 負 債</b>       | <b>88,743</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>192,597</b> | 社債                   | 10,000         |
| 建物及び構築物                | 149,865        | 転換社債型新株予約権付社債        | 7,700          |
| 機械装置及び運搬具              | 329,876        | 長期借入金                | 54,005         |
| 工具、器具及び備品              | 55,742         | リース債務                | 205            |
| 土地                     | 26,586         | 執行役員退職給与引当金          | 182            |
| リース資産                  | 881            | 環境整備費引当金             | 650            |
| 建設仮勘定                  | 9,035          | 退職給付に係る負債            | 12,975         |
| 減価償却累計額                | △379,389       | その他                  | 3,024          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>12,152</b>  | <b>負 債 合 計</b>       | <b>256,363</b> |
| のれん                    | 6,539          | <b>純 資 産 の 部</b>     |                |
| その他                    | 5,613          | <b>株 主 資 本</b>       | <b>248,820</b> |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>20,083</b>  | 資本金                  | 68,258         |
| 投資有価証券                 | 10,929         | 資本剰余金                | 95,237         |
| 長期貸付金                  | 330            | 利益剰余金                | 94,730         |
| 繰延税金資産                 | 6,666          | 自己株式                 | △9,406         |
| その他                    | 2,893          | その他の包括利益累計額          | △22,682        |
| 貸倒引当金                  | △735           | その他有価証券評価差額金         | 1,677          |
| <b>繰 延 資 産</b>         | <b>23</b>      | 繰延ヘッジ損益              | △2             |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>490,043</b> | 為替換算調整勘定             | △21,144        |
|                        |                | 退職給付に係る調整累計額         | △3,213         |
|                        |                | 新株予約権                | 127            |
|                        |                | 少数株主持分               | 7,413          |
|                        |                | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>233,679</b> |
|                        |                | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>490,043</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額    |         |
|----------------|--------|---------|
| 売上高            |        | 500,676 |
| 売上原価           |        | 380,585 |
| 販売費及び一般管理費     |        | 120,091 |
| 営業利益           |        | 59,989  |
| 営業外収益          |        | 60,101  |
| 受取配当金          | 576    |         |
| 受取差益           | 202    |         |
| 持分法による投資利益     | 1,075  |         |
| 固定資産貸付料        | 15     |         |
| 保険配当金          | 277    |         |
| その他            | 218    |         |
| 営業外費用          |        | 717     |
| 支払利息           | 1,504  |         |
| 調査対応費用         | 549    |         |
| その他            | 990    |         |
| 特別利益           |        | 3,043   |
| 固定資産売却益        |        | 60,140  |
| 受取関係会社株式売却益    | 95     |         |
|                | 50     |         |
|                | 163    |         |
| 特別損失           |        | 309     |
| 固定資産売却損        |        | 22      |
| 固定資産除却損        |        | 465     |
| 減価償却損          |        | 78      |
| 災害による損失        |        | 5       |
| 関係会社株式売却損      | 1,261  |         |
| 事業構造改革損失       | 1,111  |         |
| 退職給付制度終了損失     | 3,115  |         |
| 製品補償損失         | 398    |         |
| 独占禁止法関連損失      | 2,137  |         |
| 環境整備費引当金繰入額    | 82     |         |
| 税金等調整前当期純利益    |        | 8,677   |
| 法人税、住民税及び事業税   | 11,977 |         |
| 法人税等調整額        | 314    |         |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |        | 51,773  |
| 少数株主損失         |        | 12,291  |
| 当期純利益          |        | 39,481  |
|                |        | 406     |
|                |        | 39,887  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株主資本   |        |        |        |  | 株主資本合計  |
|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|--|---------|
|                               | 資本金    | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自己株式   |  |         |
| 当連結会計年度期首残高                   | 68,258 | 94,874 | 59,190 | △9,505 |  | 212,818 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額          |        |        | △237   |        |  | △237    |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高         | 68,258 | 94,874 | 58,952 | △9,505 |  | 212,581 |
| 連結会計年度中の変動額                   |        |        |        |        |  |         |
| 剰余金の配当                        |        |        | △4,109 |        |  | △4,109  |
| 当期純利益                         |        |        | 39,887 |        |  | 39,887  |
| 自己株式の取得                       |        |        |        | △21    |  | △21     |
| 自己株式の処分                       |        | 362    |        | 120    |  | 483     |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |        |        |        |        |  |         |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —      | 362    | 35,777 | 98     |  | 36,239  |
| 当連結会計年度末残高                    | 68,258 | 95,237 | 94,730 | △9,406 |  | 248,820 |

|                               | その他の包括利益累計額                          |                       |                       |                            |                                                |                                           | 新株<br>予約 | 株<br>主<br>数<br>持<br>分 | 純<br>資<br>産<br>計 |
|-------------------------------|--------------------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|------------------------------------------------|-------------------------------------------|----------|-----------------------|------------------|
|                               | そ<br>の<br>他<br>の<br>有<br>価<br>値<br>差 | 他<br>証<br>券<br>価<br>金 | 繰<br>上<br>延<br>損<br>益 | 為<br>替<br>換<br>算<br>定<br>額 | 退<br>職<br>給<br>付<br>金<br>等<br>の<br>給<br>付<br>額 | そ<br>の<br>他<br>の<br>包<br>括<br>利<br>益<br>計 |          |                       |                  |
| 当連結会計年度期首残高                   | 1,153                                |                       | △7                    | △52,365                    | △3,737                                         | △54,955                                   | 116      | 5,483                 | 163,463          |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額          |                                      |                       |                       |                            |                                                |                                           |          |                       | △237             |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高         | 1,153                                |                       | △7                    | △52,365                    | △3,737                                         | △54,955                                   | 116      | 5,483                 | 163,225          |
| 連結会計年度中の変動額                   |                                      |                       |                       |                            |                                                |                                           |          |                       |                  |
| 剰余金の配当                        |                                      |                       |                       |                            |                                                |                                           |          |                       | △4,109           |
| 当期純利益                         |                                      |                       |                       |                            |                                                |                                           |          |                       | 39,887           |
| 自己株式の取得                       |                                      |                       |                       |                            |                                                |                                           |          |                       | △21              |
| 自己株式の処分                       |                                      |                       |                       |                            |                                                |                                           |          |                       | 483              |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 523                                  |                       | 5                     | 31,221                     | 524                                            | 32,273                                    | 10       | 1,929                 | 34,214           |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 523                                  |                       | 5                     | 31,221                     | 524                                            | 32,273                                    | 10       | 1,929                 | 70,453           |
| 当連結会計年度末残高                    | 1,677                                |                       | △2                    | △21,144                    | △3,213                                         | △22,682                                   | 127      | 7,413                 | 233,679          |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |  | 金 額            | 負 債 の 部                   |  | 金 額            |
|------------------------|--|----------------|---------------------------|--|----------------|
| 科 目                    |  |                | 科 目                       |  |                |
| <b>流 動 資 産</b>         |  | <b>131,639</b> | <b>流 動 負 債</b>            |  | <b>129,644</b> |
| 現 金 及 び 預 金            |  | 11,369         | 買 掛 金                     |  | 68,310         |
| 受 取 手 形                |  | 2,494          | 短 期 借 入 金                 |  | 26,050         |
| 売 掛 金                  |  | 76,202         | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 |  | 20,100         |
| 仕 入 製 品                |  | 4,144          | リ ー ス 債 務 金               |  | 91             |
| 仕 掛 材                  |  | 784            | 未 払 金                     |  | 5,370          |
| 原 材 掛 費                |  | 5,034          | 未 払 費 用                   |  | 1,476          |
| 貯 蔵 品                  |  | 1,551          | 未 払 法 人 税 等               |  | 2,961          |
| 未 着 品                  |  | 119            | 前 受 金                     |  | 0              |
| 前 渡 品                  |  | 1,136          | 預 り 金                     |  | 686            |
| 前 払 費 用                |  | 221            | 前 受 取 益                   |  | 16             |
| 関 係 会 社 短 期 貸 付 金      |  | 820            | 賞 与 引 当 金                 |  | 3,991          |
| 未 収 入 金                |  | 22,994         | 役 員 賞 与 引 当 金             |  | 201            |
| 立 替 金                  |  | 1,585          | 製 品 補 償 損 失 引 当 金         |  | 345            |
| 繰 延 税 金 資 産            |  | 12             | そ の 他                     |  | 43             |
| そ の 他                  |  | 2,037          | <b>固 定 負 債</b>            |  | <b>72,450</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>         |  | <b>257,551</b> | 社 債                       |  | 10,000         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     |  | <b>39,547</b>  | 転 換 社 債 型 新 株 予 約 権 付 社 債 |  | 7,700          |
| 建 構 物                  |  | 16,308         | 長 期 借 入 金                 |  | 53,023         |
| 機 械 及 び 装 置            |  | 1,186          | リ ー ス 債 務 金               |  | 92             |
| 車 両 運 搬 具              |  | 3,739          | 退 職 給 付 引 当 金             |  | 501            |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品      |  | 21             | 執 行 役 員 退 職 給 与 引 当 金     |  | 174            |
| 土 地                    |  | 1,869          | 繰 延 税 金 負 債               |  | 528            |
| リ ー ス 資 産              |  | 15,338         | そ の 他                     |  | 431            |
| 建 設 仮 勘 定              |  | 173            | <b>負 債 合 計</b>            |  | <b>202,095</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     |  | <b>2,253</b>   | <b>純 資 産 の 部</b>          |  |                |
| の 特 許 地 権              |  | 909            | <b>株 主 資 本</b>            |  | <b>185,437</b> |
| 借 ソ フ ト ウ エ            |  | 380            | 資 本 金                     |  | 68,258         |
| そ の 他                  |  | 172            | 資 本 剰 余 金                 |  | 95,237         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> |  | <b>215,751</b> | 資 本 準 備 金                 |  | 94,756         |
| 投 資 有 価 証 券            |  | 35             | そ の 他 資 本 剰 余 金           |  | 480            |
| 関 係 会 社 株 式            |  | 1,634          | 利 益 剰 余 金                 |  | 31,347         |
| 出 資 金                  |  | 30             | 利 益 準 備 金                 |  | 2,085          |
| 関 係 会 社 出 資 金          |  | 425,751        | そ の 他 利 益 剰 余 金           |  | 29,262         |
| 長 期 前 払 費 用            |  | 5,653          | 圧 縮 記 帳 積 立 金             |  | 2,188          |
| そ の 他                  |  | 164,719        | 別 途 積 立 金                 |  | 6,500          |
| 繰 延 資 産                |  | 0              | 繰 越 利 益 剰 余 金             |  | 20,573         |
| 社 債 発 行 費              |  | 44,941         | <b>自 己 株 式</b>            |  | <b>△9,406</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>         |  | <b>389,214</b> | 評 価 ・ 換 算 差 額 等           |  | 1,645          |
|                        |  |                | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   |  | 1,646          |
|                        |  |                | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益             |  | △0             |
|                        |  |                | 新 株 予 約 権                 |  | 35             |
|                        |  |                | <b>純 資 産 合 計</b>          |  | <b>187,119</b> |
|                        |  |                | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>      |  | <b>389,214</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金     | 額       |
|-------------------------|-------|---------|
| 売 上 高                   |       | 343,358 |
| 売 上 原 価                 |       | 299,957 |
| 売 上 総 利 益               |       | 43,400  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |       | 24,297  |
| 営 業 外 利 益               |       | 19,103  |
| 営 業 外 収 益               |       |         |
| 受 取 利 息                 | 347   |         |
| 受 取 配 当 金               | 5,471 |         |
| 為 替 差 益                 | 57    |         |
| 固 定 資 産 貸 貸 料           | 274   |         |
| 保 険 配 当 金               | 215   |         |
| そ の 他                   | 387   | 6,753   |
| 営 業 外 費 用               |       |         |
| 支 払 利 息                 | 756   |         |
| 社 債 利 息                 | 114   |         |
| 調 査 対 応 費 用             | 549   |         |
| そ の 他                   | 328   | 1,747   |
| 経 常 利 益                 |       | 24,109  |
| 特 別 利 益                 |       |         |
| 特 定 資 産 売 却 益           | 14    | 14      |
| 特 別 損 失                 |       |         |
| 固 定 資 産 売 却 損           | 0     |         |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 142   |         |
| 減 損 損 失                 | 78    |         |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損 失     | 6,404 |         |
| 製 品 補 償 損 失             | 398   |         |
| 独 占 禁 止 法 関 連 損 失       | 2,137 | 9,160   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |       | 14,963  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 3,514 |         |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 1,873 | 5,387   |
| 当 期 純 利 益               |       | 9,575   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株主資本   |        |          |         |       |          |         |         |        |
|-------------------------|--------|--------|----------|---------|-------|----------|---------|---------|--------|
|                         | 資本金    | 資本剰余金  |          |         | 利益剰余金 | 利益剰余金    |         |         |        |
|                         |        | 資本準備金  | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |       | その他利益剰余金 | 繰上利益剰余金 | 利益剰余金合計 |        |
| 当事業年度期首残高               | 68,258 | 94,756 | 118      | 94,874  | 2,085 | 2,034    | 6,500   | 15,500  | 26,120 |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |        |        |          |         |       |          |         | △238    | △238   |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 68,258 | 94,756 | 118      | 94,874  | 2,085 | 2,034    | 6,500   | 15,262  | 25,882 |
| 事業年度中の変動額               |        |        |          |         |       |          |         |         |        |
| 剰余金の配当                  |        |        |          |         |       |          |         | △4,109  | △4,109 |
| 当期純利益                   |        |        |          |         |       |          |         | 9,575   | 9,575  |
| 自己株式の取得                 |        |        |          |         |       |          |         |         |        |
| 自己株式の処分                 |        |        | 362      | 362     |       |          |         |         |        |
| 圧縮記帳積立金の積立              |        |        |          |         |       | 153      |         | △153    | —      |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |        |        |          |         |       |          |         |         |        |
| 事業年度中の変動額合計             | —      | —      | 362      | 362     | —     | 153      | —       | 5,311   | 5,465  |
| 当事業年度末残高                | 68,258 | 94,756 | 480      | 95,237  | 2,085 | 2,188    | 6,500   | 20,573  | 31,347 |

|                         | 株主資本   |         | 評価・換算差額等     |       |       | 新株予約権 | 純資産合計   |
|-------------------------|--------|---------|--------------|-------|-------|-------|---------|
|                         | 自己株式   | 株主資本合計  | その他有価証券評価差額金 | 繰上延損益 | 評価差額  |       |         |
| 当事業年度期首残高               | △9,505 | 179,748 | 1,148        | 0     | 1,148 | 13    | 180,911 |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |        | △238    |              |       |       |       | △238    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | △9,505 | 179,510 | 1,148        | 0     | 1,148 | 13    | 180,672 |
| 事業年度中の変動額               |        |         |              |       |       |       |         |
| 剰余金の配当                  |        | △4,109  |              |       |       |       | △4,109  |
| 当期純利益                   |        | 9,575   |              |       |       |       | 9,575   |
| 自己株式の取得                 | △21    | △21     |              |       |       |       | △21     |
| 自己株式の処分                 | 120    | 483     |              |       |       |       | 483     |
| 圧縮記帳積立金の積立              |        | —       |              |       |       |       | —       |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |        |         | 497          | △0    | 497   | 22    | 519     |
| 事業年度中の変動額合計             | 98     | 5,927   | 497          | △0    | 497   | 22    | 6,446   |
| 当事業年度末残高                | △9,406 | 185,437 | 1,646        | △0    | 1,645 | 35    | 187,119 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

ミネベア株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 村 嘉 彦 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野 村 哲 明 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 友 野 浩 司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ミネベア株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミネベア株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

ミネバア株式会社  
取締役会御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 村 嘉 彦 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野 村 哲 明 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 友 野 浩 司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミネバア株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員及び内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査人有限責任 あずさ監査法人から両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、その内容について検討いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実  
は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該  
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指  
摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に  
関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

その各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なう  
ものではなく、かつ、当社役員の状態の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載の独占禁止法違反に係る件については、当社グループ全体で再発  
防止に向けてコンプライアンス体制のより一層の強化に取り組んでいることを確認しており  
ます。今後とも監査役会は、独占禁止法の遵守を含むコンプライアンスのさらなる強化及  
び徹底への取組みを確認してまいります。

平成27年5月8日

ミネベア株式会社 監査役会

常勤監査役 鴨井 昭文 ㊟

常勤社外監査役 棚橋 和明 ㊟

社外監査役 陸名 久好 ㊟

社外監査役 柴崎伸一郎 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は、経営環境を総合的に勘案し、継続的に安定した利益配分を維持しながら、株主資本の効率向上と株主の皆様へのより良い利益配分を第一義とし、業績をより反映した水準での利益還元をはかることを基本方針としております。この方針の下、第69期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円 総額2,268,916,680円

なお、中間配当金として6円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり12円（前期に比べ4円増配）となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 当社事業の多様化に対応するため、現行定款第2条に定める目的の一部を変更するものであります。

(2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第22条について所要の変更を行うものであります。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第28条（取締役の責任免除）及び第37条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。

なお、定款第28条（取締役の責任免除）の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- (4) 機動的な資本政策及び配当政策をはかるため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことが可能となるよう変更案のとおり定款規定を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己株式の取得）を削除するものであります。
- (5) 上記(4)の変更に伴い、現行定款第39条（剰余金の配当）について所要の変更を行い、第39条（剰余金の配当の基準日）及び第40条（配当金の除斥期間）に変更するものであります。
- (6) 上記のほか、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 本会社は、下記の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記に掲げるものの製造販売及び輸出入</p> <p>(1)、(2) (条文省略)</p> <p>(3) 半導体素子、電子応用機器及び精密機器</p> <p>(4)～(8) (条文省略)</p> <p>(9) <u>土木用計測機器</u></p> <p>(10) 家庭用電気製品、電気機械器具、産業用機械器具及びこれに関連する機械器具、車輛用機器及び理化学用機械器具</p> <p>(11)～(14) (条文省略)</p> <p>2. ～9. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p>第 7 条 本会社は、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>第 8 条～第 21 条 (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 本会社は、下記の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記に掲げるものの製造販売及び輸出入</p> <p>(1)、(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 半導体素子、<u>光学素子</u>、電子応用機器及び精密機器</p> <p>(4)～(8) (現行どおり)</p> <p>(9) <u>計測機器及び各種検出機器</u></p> <p>(10) 家庭用電気製品、電気機械器具、産業用機械器具、<u>通信機器</u>及びこれらに関連する機械器具、車輛用機器及び<u>その周辺機器並びに</u>理化学用機械器具</p> <p>(11)～(14) (現行どおり)</p> <p>2. ～9. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(削 除)</p> <p>第 7 条～第 20 条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。<br/> <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>第23条～第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（<u>取締役であった者を含む。</u>）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。<br/> 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第29条～第36条 (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。<br/> (削 除)</p> <p>第22条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（<u>取締役であったものを含む。</u>）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。<br/> 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第28条～第35条 (現行どおり)</p> |
| <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>                                                                        | <p>第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> |
| <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p>                                                                                                                                                                                                                  | <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p>                                                                                                                                          |
| <p>第38条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>                                                                                                                                                                                                   | <p>第37条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当等の決定機関)</p>                                                                                                                 |
| <p style="text-align: center;">(剰余金の配当)</p>                                                                                                                                                                                                                   | <p style="text-align: center;">(剰余金の配当の基準日)</p>                                                                                                                                       |
| <p>第39条 <u>本会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「配当金」という。）を行う。</u></p> <p><u>本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、配当金の支払いを行うことができる。</u></p> <p><u>ただし、配当金は支払い開始の日より満3年を経過しても受領しないときは、その配当金は本会社に帰属する。</u></p> | <p>第38条 <u>本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p>第39条 <u>本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>本会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p>     |
| <p><u>本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、配当金の支払いを行うことができる。</u></p> <p><u>ただし、配当金は支払い開始の日より満3年を経過しても受領しないときは、その配当金は本会社に帰属する。</u></p>                                                                                                        | <p style="text-align: center;">(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 <u>配当金は支払い開始の日より満3年を経過しても受領しないときは、その配当金は本会社に帰属する。</u></p>                                                                       |

### 第3号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため2名を増員し、取締役10名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | かいぬま よしひさ<br>貝 沼 由 久<br>(昭和31年2月6日生)  | 昭和58年4月 第二東京弁護士会弁護士登録<br>昭和63年12月 当社取締役法務担当<br>平成元年9月 米国ニューヨーク州弁護士登録<br>平成4年12月 当社常務取締役業務本部副本部長<br>平成6年12月 当社専務取締役欧米地域営業本部長兼<br>業務本部副本部長<br>平成15年6月 当社取締役専務執行役員<br>平成21年4月 当社代表取締役社長執行役員(現)                                        | 70,000 株           |
| 2     | かとうぎ ひろはる<br>加藤木 洋 治<br>(昭和24年3月21日生) | 昭和46年3月 当社入社<br>平成5年12月 当社取締役<br>平成15年6月 当社執行役員<br>平成16年6月 当社常務執行役員経営管理担当兼IR担<br>当<br>平成17年6月 当社取締役(現)<br>平成19年6月 当社専務執行役員(現)<br>平成25年6月 当社管理・経理・IT部門担当兼人事総務<br>部門担当(現)<br>平成26年6月 当社財務・コンプライアンス推進部門財<br>務部、内部統制推進室、内部監査室担当<br>(現) | 54,000 株           |
| 3     | やじま ひろゆき<br>矢 島 裕 孝<br>(昭和26年4月29日生)  | 昭和48年3月 当社入社<br>平成15年6月 当社執行役員<br>平成16年6月 当社常務執行役員<br>平成17年7月 当社ボールベアリング事業部長<br>平成19年6月 当社専務執行役員(現)<br>平成21年6月 当社取締役(現)機械加工品事業本部長<br>平成24年5月 当社機械加工品製造本部長(現)<br>平成25年4月 当社製造支援部門担当(現)                                              | 43,000 株           |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 4         | ふじた ひろたか<br>藤田博孝<br>(昭和27年5月23日生)   | 昭和51年4月 当社入社<br>平成15年6月 当社執行役員<br>平成17年6月 当社常務執行役員<br>平成19年6月 当社取締役(現)<br>平成21年6月 当社専務執行役員(現)回転機器事業本<br>部長兼情報モーター事業部長<br>平成24年5月 当社電子機器製造本部長<br>平成25年4月 当社電子機器製造本部副本部長兼電子<br>デバイス部門担当<br>平成27年1月 当社電子機器製造本部長兼電子デバイ<br>ス部門担当兼海外モーター部門担当<br>平成27年4月 当社電子機器製造本部長兼車載・海外モ<br>ーター部門担当(現) | 29,000 株           |
| 5         | このみ だいしろう<br>許斐大司郎<br>(昭和26年9月30日生) | 昭和50年4月 当社入社<br>平成11年9月 当社欧州地域副総支配人<br>平成17年6月 当社執行役員<br>平成17年7月 当社欧州総支配人(現)<br>平成23年4月 当社営業部門欧州・北南米地域統括<br>平成23年6月 当社常務執行役員<br>平成25年6月 当社取締役専務執行役員営業部門担当<br>(現)                                                                                                                   | 27,000 株           |
| 6         | うちぼり たみお<br>内堀民雄<br>(昭和27年9月6日生)    | 昭和52年4月 当社入社<br>平成15年12月 当社経営管理部長<br>平成19年6月 当社執行役員業務本部総合企画部門長<br>兼総合企画部長<br>平成23年6月 当社常務執行役員<br>平成24年5月 当社管理・企画・経理部門副担当兼経営<br>企画部長<br>平成25年6月 当社取締役専務執行役員経営企画部門<br>担当(現)兼経営企画部長                                                                                                   | 21,000 株           |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 7     | ※<br>いわや りょうぞう<br>岩屋 良造<br>(昭和33年4月24日生) | 昭和56年4月 当社入社<br>平成元年12月 当社東京支店東京販売部長<br>平成21年6月 当社執行役員電子機器事業本部ライ<br>ティングデバイス事業部長<br>平成25年6月 当社常務執行役員(現)<br>平成27年4月 当社電子機器製造本部副部長兼電子<br>デバイス部門担当兼ライティングデバ<br>イス事業部長(現)                                                                       | 3,000 株            |
| 8     | ※<br>のね しげる<br>野根 茂<br>(昭和34年8月23日生)     | 昭和57年4月 当社入社<br>平成11年9月 当社大阪支店長<br>平成19年6月 当社執行役員<br>平成23年4月 当社営業部門副担当兼日本・アジア地域<br>統括(現)<br>平成24年6月 当社常務執行役員(現)                                                                                                                             | 7,000 株            |
| 9     | むらかみ こうし<br>村上 光瑠<br>(昭和15年2月8日生)        | 昭和42年4月 東京地方裁判所判事補<br>平成11年4月 東京高等裁判所部総括判事<br>平成17年4月 京都大学大学院法学研究科教授<br>平成17年6月 TMI総合法律事務所客員弁護士(現)<br>平成17年11月 株式会社サンエー・インターナショナル<br>社外監査役<br>平成20年4月 横浜国立大学大学院客員教授<br>平成20年5月 当社独立委員会委員(現)<br>平成20年6月 当社取締役(現)<br>平成22年4月 大東文化大学大学院法務研究科教授 | － 株                |
| 10    | まつおか たかし<br>松岡 卓<br>(昭和39年1月17日生)        | 平成15年4月 株式会社啓愛社企画部長<br>平成15年6月 同社取締役<br>平成16年6月 同社常務取締役<br>平成17年6月 当社取締役(現)<br>平成19年6月 株式会社啓愛社専務取締役<br>平成23年6月 同社取締役専務執行役員<br>平成26年6月 同社取締役副社長執行役員(現)                                                                                       | 93,765 株           |

(注) 1. ※は、新任候補者であります。

2. 各候補者と当社との間の特別の利害関係については以下のとおりであります。

(1) 松岡 卓氏は、株式会社啓愛社の取締役副社長執行役員を兼務しており、当社は同社より機械設備及び鋼材等の購入を行っております。

(2) その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 村上光瑠、松岡 卓の両氏は、社外取締役候補者であります。

なお、村上光瑠氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

4. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

① 村上光鷗氏は、元東京高等裁判所部総括判事及び弁護士として豊富な経験と見識を有しており、企業経営の健全性の確保、コンプライアンス経営の推進についてご指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は過去において社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由に加え、現在当社社外取締役の職責を適切に果たしていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。

② 松岡 卓氏は、企業運営についての幅広い見識を有しており、現在、当社社外取締役の職責を適切に果たしていることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

① 村上光鷗氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。

② 松岡 卓氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって10年であります。

(3) 社外取締役候補者が当社の社外取締役としての最終の任期中に当社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生の予防及び発生後の対応として行った行為の概要について

招集ご通知添付書類「事業報告」の「1. 企業集団の現況に関する事項 (4) 対処すべき課題」(9ページ)に記載の独占禁止法違反に係る件については、グループ全体で再発防止に努めるよう求めるとともに、コンプライアンス、内部統制の観点から各種の提言を行いました。

(4) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役との間で、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。本議案が原案どおり承認された場合には、村上光鷗及び松岡 卓の両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役鴨井昭文、棚橋和明、陸名久好の3氏は任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | ※<br>しみず かずなり<br>清水 一成<br>(昭和28年5月5日生)   | 昭和47年3月 当社入社<br>平成7年4月 当社施設部動力課課長<br>平成18年8月 当社第一製造技術部門施設部施設管理課統括課長<br>平成22年3月 当社製造支援部門施設部統括次長<br>平成23年4月 当社製造支援部門施設部長(現)                                                                                                                                      | 1,000株             |
| 2     | ※<br>ときまる かずよし<br>時丸 和好<br>(昭和34年3月28日生) | 平成20年2月 住友信託銀行株式会社(現 三井住友信託銀行株式会社) 資産金融部長<br>平成21年5月 同社コンプライアンス統括部長<br>平成23年4月 同社業務監査部長兼三井住友トラス<br>ト・ホールディングス株式会社内部監査部長<br>平成24年4月 三井住友信託銀行株式会社内部監査部長兼三井住友トラス<br>ト・ホールディングス株式会社内部監査部長<br>平成27年4月 三井住友信託銀行株式会社執行役員内部監査部長兼三井住友トラス<br>ト・ホールディングス株式会社執行役員内部監査部長(現) | 1株                 |
| 3     | りく な ひさよし<br>陸名久好<br>(昭和24年3月5日生)        | 平成16年7月 関東信越国税局調査査察部調査管理課長<br>平成17年7月 国税庁長官官房関信派遣首席国税庁監察官<br>平成19年7月 浦和税務署長<br>平成20年8月 陸名久好税理士事務所(現)<br>平成23年6月 当社監査役(現)                                                                                                                                       | 1株                 |

(注) 1. ※は、新任候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 時丸和好、陸名久好の両氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
  - (1) 社外監査役候補者の選任理由について
    - ① 時丸和好氏は、銀行において長年金融業務を担当しており、その財務及び会計に関する高い見識を当社の監査に反映していただくため、選任をお願いするものであります。
    - ② 陸名久好氏は、税理士としての専門的見地並びに財務及び会計に関する高い見識を当社の監査に反映していただくため、選任をお願いするものであります。  
なお、同氏は過去において、会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由及び、現在、当社社外監査役の職責を適切に果たしていることから、社外監査役としての職務を遂行できるものと考えております。
  - (2) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について  
陸名久好氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
  - (3) 社外監査役候補者が当社の社外監査役としての最終の任期中に当社において法令または定款に違反する事実その他不正な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生の予防及び発生後の対応として行った行為の概要について  
招集ご通知添付書類「事業報告」の「1. 企業集団の現況に関する事項 (4) 対処すべき課題」(9ページ)に記載の独占禁止法違反に係る件については、グループ全体で再発防止に努めるよう求めるとともに、コンプライアンス、内部統制の観点から各種の提言を行いました。
  - (4) 監査役との責任限定契約について  
当社は、社外監査役との間で、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。本議案が原案どおり承認された場合には、陸名久好氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であり、時丸和好氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。さらに、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件といたしまして、清水一成氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

## 第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会において、年額5億円以内（うち社外取締役分は年額2,000万円以内）と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額10億円以内（うち社外取締役分は年額5,000万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいたいと存じます。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案が原案どおり承認されますと、取締役は10名（うち社外取締役2名）となります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢  
 軽井沢プリンスホテル ウェスト  
 国際会議場 「浅間」  
 電話 0267-42-1111

交通：車／上信越自動車道 碓氷軽井沢I.C.  
 から総会会場までは11km  
 電車／北陸新幹線 JR軽井沢駅南口  
 から総会会場までは徒歩約15分、  
 タクシーで約2分



\*\*\*\*\*

### 【JR軽井沢駅から当社総会会場までの送迎】

下記時刻に、JR軽井沢駅南口より専用送迎バスにて総会会場までご案内申し上げます。

記

|          |        |
|----------|--------|
| JR軽井沢駅南口 | 9:20 発 |
|          | 9:40 発 |

以上